

2026 年 5 月 14 日

## オーストラリアの国内ガス留保義務制度案をどう解すべきか

一般財団法人日本エネルギー経済研究所  
資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット  
橋本 裕、柳沢 崇文、森 義雅

はじめに

オーストラリア連邦政府は 2026 年 5 月 7 日、国内ガス留保義務制度案 (domestic gas reservation scheme) を発表した。LNG 輸出事業者が LNG 輸出量の 20%相当を、国内市場向けに留保する義務を導入する案としている。ガス市場価格の押し下げや変動からの産業や消費者の保護、そして供給不足の防止を目的としている。本稿では、同案に対して直ちに想起される関心事項を列挙し、初期的な考察を述べる。

新制度案発表時の閣僚発言から、本新制度案は、ウェスタンオーストラリア州 (Western Australia = WA 州) における州内ガス留保ポリシーの成功を根拠として新たな制度を導入しようとしているように観察できる。そして、連邦政府の新提案では、適用対象を、2017 年導入、2023 年に大幅改定された ADGSM (オーストラリア国内ガスセキュリティメカニズム) のように東部の LNG プロジェクトに限定する表現は見当たらず、WA 州、ノーザンテリトリー、洋上プロジェクトも含めたオーストラリア全土の LNG 輸出プロジェクトに適用することを意図している可能性があると解釈できる。一方で、公式文書上は全国適用を排除していないが、政策動機は東部ガス需給逼迫であり、最終制度設計で地域差が導入される可能性は残されている。

だが、WA 州留保ポリシーが既に適用されているプロジェクトについては、新たに連邦政府の 20%留保義務の制度が 2027 年 7 月分以降は追加適用されるとすれば、計算が複雑化する懸念がある。さらに、新提案では 2025 年 12 月 22 日の発表 (国内ガス留保義務制度を検討する旨の発表) 以前に締結された契約は尊重・適用除外としているが、尊重される・されないの境界線は何処になるか、これも重要な関心事項となる。

なお、連邦政府は 2026 年 4 月 1 日から 30 日間、上記 ADGSM を本年に発動するかどうかを決定するための意見聴取を行っており、その結果の公表は 5 月中旬としていたが、現時点では発表されていない。

### 1 新制度適用の地理的範囲は 西側プロジェクトへの適用は

#### 1.1 「20%国内ガス留保義務制度案 (2026 年 5 月 7 日発表)」の内容

##### 1.1.1 連邦政府 (3 閣僚) は、以下を導入すると共同声明で発表した。

1.1.2 LNG 輸出事業者に対し、輸出量の 20%相当を国内市場に供給する義務

1.1.3 適用開始: 2027 年 7 月 1 日

1.1.4 2025 年 12 月 22 日以前に締結された輸出契約は尊重

1.2 "require gas exporters to supply a proportion of their total production to the Australian market - equivalent to 20 per cent of exports" とされており、「東部限定」「ADGSM 対象限定」とは明記されていない。

1.3 初期の媒体報道は "east coast LNG exporters" への適用と説明したが、政府声明・公式文書は地理的限定を置いていない。オーストラリア最大手法律事務所は、 "how it will apply to LNG exporters at a national level (including the interaction with the existing West Australian domestic gas reservation policy)"<sup>1</sup> など不透明であると指摘している。制度の基本思想は「全国 LNG」を射程に入れているが、他地域・洋上の LNG をどう扱うかは未決定というものが妥当な解釈であろう。

## 2 全国適用する場合の既存 15%ポリシーとの調整

2.1 「二重適用・計算複雑化」は、新提案の最大の未解決問題の一環である。その理由としては、新連邦制度案は、WA 州の既存制度と制度構造が異なる点が指摘できる。

	WA 州内ガス留保ポリシー	連邦新国内ガス留保義務制度案
留保割合 (対輸出量)	15%	20%
計算スパン	事業期間累計ベース	年次・許可ベースになる可能性がある・未確定
管理方法	州政府との契約	連邦政府の輸出許可
義務履行の単位	プロジェクト単位	企業・全国単位の可能性

2.2 これにより、同一プロジェクトを 2 つの制度間でどうカウントするか、さらに既に WA 州で履行している 15%は、連邦新制度の 20%に算入されるのか、その場合どのように相殺するのか、が不明である。

2.3 想定される解決案は以下の通り。

2.3.1 WA 州の案件は連邦制度の適用除外、連邦制度は東部のみ実質適用

<sup>1</sup> "Australia's gas reservation scheme" By John Hedge, Rebecca Whiting - Allens, Australia 7 May 2026 <https://www.allens.com.au/insights-news/insights/2026/05/australias-gas-reservation-scheme/>

2.3.2 WA 州ポリシーで履行している 15%を連邦制度 20%の一部充当として認定

2.3.3 企業ポートフォリオベースでの全国算定

### 3 保護される既存契約の範囲

- 3.1 新提案では 2025 年 12 月 22 日の発表（国内ガス留保義務制度を検討する旨の発表）以前に締結された契約は尊重・適用除外としているが、尊重される・されないの境界線は何処になるか。
- 3.2 既存契約が延長オプション権を含んでおり、実際に延長される場合、延長後の契約も同様に既存契約として扱われ適用除外となるか、エクイティリフティング（出資相当分の LNG を出資者が自ら引き取るアレンジメント）の場合は如何か。
- 3.3 既存の LNG プロジェクトへのバックフィル（後継の別の供給源）として供給するガス田開発の場合は、そのガス田開発で想定される将来の供給が既存の契約ではなく新規の LNG 売買契約向けに充当されるならば、この国内留保義務の対象となるという理解となろう。新制度案では、国内供給留保義務の基準を「プロジェクトの FID 時点」「既存か新規か」ではなく、「輸出」「新規（未保護）の LNG 販売量」に置いている。従って、バックフィルガス田であっても、そのガスが 2025 年 12 月 22 日以降に締結される新規 LNG 契約向けに使われるなら 20%国内留保義務の対象になるという整理が、現時点では合理的であろう。
- 3.4 LNG 販売が長期契約によるものと想定する。例えば年間 100 万トンの LNG 輸出販売の長期契約を締結するならば、年間 20 万トン分は国内販売をマーケティングすることとなる。生産が好調となり 1 カーゴ分追加で LNG 生産する見通しになった場合、やはりこれに対する 20%分、追加の国内市場向けガス販売の努力をしなくてはならなくなる。だがスポット販売があり得ると考える LNG 輸出事業者は、その分も織り込んで、最初から国内市場向け販売を多くするように努力する可能性もある。
- 3.5 なお、国内市場向けのガス販売価格については、本新制度案において、「下方圧力がかかる」期待を述べている。長期契約、スポット販売でも、基本的には当事者間の交渉であって、規制したり上限を設けたりはしないと解釈している。価格そのものを規制するというよりも、国内供給努力が実質的かどうか

かを輸出許可審査で評価する可能性がある。

#### 4 他の産ガス国との比較（エジプト・アルジェリア・ナイジェリア）

4.1 他の産ガス国で明示的に国内供給確保のためのガス留保策を設けているのは、制度の違いはあるが、インドネシアである。エジプト、アルジェリア、ナイジェリアも国内ガス需要増減に伴って、LNG 向けに配分できるガスが変動するが、明示的な国内留保義務は実施していない。

国	明示的国内留保義務 (%)	実態
インドネシア	最大 25%	法定 DMO+価格拘束
WA 州	15%	累計・柔軟
オーストラリア連邦案	20%	年次の可能性・未確定
エジプト	なし	国内需要優先 (事実上配分調整)
アルジェリア	なし	国営 Sonatrach 裁量・国家優先
ナイジェリア	なし (石油は DMO あり)	インフラストラクチャーの制約で LNG 輸出減

4.2 エジプト、アルジェリア、ナイジェリアはいずれも、法定の%を規定した留保制度は持たず、国内需要・発電・社会安定を優先する結果として、LNG 向け余力が変動するという点で事実上の配分型となっている。

#### 5 今後のステップ・その他実務的な疑問点

これから先のステップとしては、"The Government will legislate the new domestic supply obligation and commence further targeted consultation on the final design details." (政府は議会での法制化を進めるとともに、実務的な詳細を、業界も含めたコンサルテーションしていく)と記載されている。このため、日本のステイクホルダーも、明確化を求めたり、意見を述べたりする機会はある。

お問い合わせ: [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)